

令和8年度PHRを活用した糖尿病発症・重症化予防事業業務委託に関する質問と回答

令和8年4月22日に受け付けた質問について、以下のとおり回答します。

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	基本仕様書 6(4)ウ	電話勧奨について 本事業における架電勧奨について、現時点で想定している時期をご教示いただけますでしょうか。	架電勧奨については、各月の案内文書発送後、参加申込み状況を踏まえ、順次実施することを想定しています。 なお、案内文書（計800通）は、6月（または7月）から11月までの期間において、月単位で分割して発送することを想定しています。
2	基本仕様書 5	腎症4期で未受診の方について 本事業において指導対象となる可能性のある方のうち「腎症4期で未受診の方」の場合、支援による悪化のリスクが高いと考えられますので、指導対象外と認識して問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	基本仕様書6(4)サ	指導効果の考え方について 例えばHbA1cは2～3か月前の状況が血液検査の結果に表れますが、3か月という期間でのHbA1cの結果についてどこまで期待されていますでしょうか。	HbA1cについては、支援期間において大幅な数値改善を期待するものではありません。 本事業においては、HbA1cの変化や、血糖値の推移や変化の傾向、生活習慣の改善状況、行動目標の達成状況等を総合的に評価することを想定しています。
4	基本仕様書6(4)カ	かかりつけ医との連携について 「保健指導を行ううえで必要と認められる場合は参加者の同意を得たうえで、かかりつけ医との連携を行う」とありますが、参加者が同意しない場合、主治医承諾書は取得せずに指導対象とするパターンを想定していますでしょうか。	保健指導を安全かつ適切に実施するため、主治医との連携の必要性について参加者に丁寧に説明し、理解と同意を得るよう努めることを基本とします。 そのうえで、参加者の意向により同意が得られない場合には、主治医承諾書を取得せずに保健指導を行うケースも想定していますが、その場合は、医学的な判断を伴わない範囲での支援に限定するなど、十分配慮した対応を行うこととします。
5	主治医のいない未受診者、治療中断者について	現在主治医のいない未受診者、治療中断者が指導対象となった場合、簡易的な健康相談の実施を想定していますが、そのような対応は可能でしょうか。	対象者の状態を踏まえ、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行うことを基本とし、その過程において、簡易的な健康相談を行うことは可能とします。 その内容については、事前に受託者と協議のうえ実施することとします。

6	基本仕様書 6 (2)	医療資格者の基準について	保健師、管理栄養士他、食生活、運動指導に関する専門的知識および技術を有する者（一定の保健指導の実務経験がある看護師も含む）」とありますが、「一定」とは具体的にどのような基準を想定していますでしょうか。	「一定の保健指導の実務経験のある看護師」については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）において示されている「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」の考え方を参考とします。 具体的には、生活習慣病予防に関する相談及び教育業務に、反復継続して従事した実務経験を有することを想定しています。
7	基本仕様書 6 (4)キ、サ	面談方法について	「プログラム実施方法」について、面談方法が遠隔または対面となっていますが、電話での面談は可能でしょうか。	本事業における面談は、オンラインまたは対面での実施を想定しており、電話による面談は想定していません。
8	基本仕様書 6 (1)(4)	リブレの活用について	「リブレやウェアラブルデバイス」「リブレや血糖測定などにより血糖値を評価すること」とありますが、リブレの活用は必須でしょうか。	本事業では、食事や運動等による血糖値の変化から参加者自身の気づきを促すとともに、血糖値の改善状況を確認・評価することを想定していることから、リブレの活用を必須とします。
9	基本仕様書 6 (4)ケ	情報発信媒体・インセンティブについて	「健康に関する情報発信を週1回程度実施する。また、行動変容や継続利用に効果的と考えられる企画やインセンティブ等を実施する」とありますが、情報発信について指定の媒体はありますか。また、インセンティブ内容は事業者提案でよろしいでしょうか。	情報発信については、参加者が利用しやすい媒体を活用することとし、特定の媒体は指定しません。 また、インセンティブ内容については、受託者からの提案を踏まえ、受託者と委託者の協議のうえ決定することとします。
10	基本仕様書 6 (4)サ	かかりつけ医への報告について	「初回面接から3か月後に遠隔面接（個別もしくは集団）もしくは対面（個別もしくは集合型）で実施し、目標達成についての確認を行う。リブレ（持続血糖測定器）や血糖測定などにより、血糖値を評価すること。また、下記（ア）～（イ）についてまとめたアドバイスシートを参加者に渡すこと。通院中の者は、かかりつけ医へ報告すること。」とありますが、記載のある内容を全て網羅した書類をかかりつけ医にも直接提出が必要でしょうか。もしくは、参加者を通じてかかりつけ医に提供は可能でしょうか。	通院中の者については、参加者の同意を得たうえで、原則として受託者からかかりつけ医へ直接情報提供を行うことを想定しています。 詳細な運用については、委託者と協議のうえ決定します。

11		過去実績について	<p>今年度の想定数量は以下となっておりますが、参考として過去実績をご教示いただくことは可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none">・通知勧奨 1200程度（うち受託者が800送付予定）・架電勧奨 800名 最低3回実施・保険指導 想定人数：35人	<p>R7年度実績は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・通知勧奨 1,052件（全件委託者が送付。）・架電勧奨 900件・保健指導実施人数 31名（途中離脱者4名を含む。）
----	--	----------	---	---